

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日	時	令和5年12月1日（金）午前10時00分～午前10時38分				
②	会	場	大洲市役所 2階大ホール				
③	出席委員						
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	武田隆宏	4	藤田秀美
5	西岡輝治	6	須藤賢一	7	明後久利	8	森岡芳文
9	菊地正夫	10		11	二宮康壽	12	
13	矢野正祥	14	一柳幸唯	15	平井城太郎	16	形山康浩
17	高岡利典	18	津國巳代子	19	池田雄一	20	森永茂史
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	武内誠	24	池浦萬里子
25	津田勇	26	田中賢寿	27	永沼寛	28	日野修次
29	大本昭裕	30	武知由美子	31	上満啓司	32	中本祐市
33	坂幹幸	34	跡部雅	35	堀内保宏	36	和氣繁輝
37	細井敏江	38	有友章治	39	請田竹男		
④	欠席委員		10	幸野登吉	12	川本由紀美	
⑤	遅刻委員						
⑥	事務局	久保事務局長		菊地専門員（農地）		松田専門員（農政）	
		菊地主査					
⑦	農林振興課	大久保課長		後藤専門員		大田主事	
⑧	会議の内容	議案第72号 農地法第3条の規定による許可申請について					
		議案第73号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について					
		議案第74号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について					
		議案第75号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告について					
		議案第76号 納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について					
		議案第77号 農用地利用集積計画の決定について					

事務局（局長）	<p>只今から、令和5年第12回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日、幸野会長は東京へ出張でございます。</p> <p>開会に当たり、吉岡会長代理にご挨拶をお願いいたします。</p>
会長代理	<p>（会長代理挨拶）</p>
事務局（局長）	<p>只今から、議案審議に移ります。会議規則第3条により、吉岡会長代理に議事進行をお願いいたします。</p>
議長（会長代理）	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は農業委員19名中18名、推進委員20名中19名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>本日、10番 幸野登吉委員、12番 川本由紀美委員より、欠席の報告を受けております。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。</p> <p>まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、13番 矢野正祥委員、14番 一柳幸唯委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2 書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議の書記に、事務局の菊地主査を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第3 議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第72号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局（専門員兼農地係長）	<p>議案第72号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。</p> <p>議案書1ページをご覧ください。</p> <p>今月の案件は、いずれも売買による所有権移転になります。</p> <p>まず1番、東大洲の田1筆985㎡の農地。所有権移転後は、露地野菜等の栽培をします。</p> <p>農業は、譲受人家族が年間を通して従事をします。</p> <p>2番、平野町平地の畑1筆458㎡の農地。所有権移転後は、露地野菜を栽培します。</p> <p>農業は、譲受人家族が年間を通して従事をします。</p> <p>3番、新谷の畑2筆1,293㎡の農地。所有権移転後は、野菜の栽培をします。</p> <p>農業は、譲受人が年間を通して従事します。</p> <p>4番、喜多山の畑1筆1,516㎡の農地。所有権移転後は、果樹の栽培をします。</p> <p>農業は、譲受人夫婦が年間を通じて従事します。</p> <p>以上、4件のご審議をよろしく申し上げます。</p>
議長（会長代理）	<p>只今、事務局より説明がありました。まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。</p>
3番	<p>1番案件について、ご説明いたします。</p> <p>議案説明資料は2ページを参考にしてください。</p>

1 番の申請地は、大洲市立図書館から南へ約 900m のところにある農地で、譲受人の祖父が所有する農地が、転用申請により全てなくなることから、代替地を探していたところ、譲渡人の農地を取得することとなったため、売買での所有権移転が行われるものです。

申請によると、現在所有する農地に植えられているビワやクリ等を、今回取得する農地に移設して管理することや、譲受人が、休日には祖父の手伝いを得ながら農業に従事していく旨の「新規営農計画書」が提出されており、今後の耕作管理を見守っていくこととします。

調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第 3 条第 2 項の第 1 号関係から第 6 号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長代理）

2 番。

7 番

それでは、2 番案件についてご説明いたします。

議案説明資料は 3 ページをご覧ください。

2 番案件は、譲渡人が市外在住で、耕作管理が難しくなってきたため、同郷の知人へ売買にて所有権移転を行うものです。

申請地は、平地の地藏堂集会所から北へ約 50m のところにある、譲受人の自宅に隣接する農地で、現在も良好に管理されております。

今後は、譲受人と同居する家族で、年間を通じて農業に従事するとともに、引き続き露地野菜を栽培して耕作管理をする旨の「新規営農計画書」が提出されており、今後の状況を見ていくこととします。

申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第 3 条第 2 項の第 1 号関係から第 6 号関係までの規定に該当をする事項はありません。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長代理）

3 番。

19 番

3 番案件のご説明をいたします。

議案説明資料は 4 ページを参考にしてください。

3 番案件も売買での所有権移転で、申請地は、大洲福祉会館の周囲約 350m に点在する農地になります。

いずれの農地も、譲渡人が県外に在住して、耕作管理が出来ないため、譲受人が取得するもので、今後も農業は、所有する農地と一緒に管理しながら従事をするものです。

その他、申請書類の内容や現地調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第 3 条第 2 項の第 1 号関係から第 6 号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長代理）

4 番。

20 番

4 番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料は 5 ページを参考にしてください。

4 番案件も、譲渡人が市外在住で、耕作管理が難しくなってきたため、地元の有志へ売買にて所有権移転を行うものです。

申請地は、立山集会所の南西約400mのところにある農地1筆です。申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農業は、譲受人夫婦で年間を通じて従事するなど、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はないことから、所有権移転後の管理に問題はないものと思われま。す。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（会長代理） 地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

39番 はい。

議長（会長代理） どうぞ。

39番 失礼します。4番案件で、申請農地の面積なんですが、1,516㎡で、右側の「取得後の面積」は1,518㎡なんですが、この2㎡の違いは何か。どちらかが間違ってるということですかね。

議長（会長代理） 担当者の方、お願いします。

事務局（専門員兼農地係長） はい。申請農地の方ですが、1,516㎡が正解です。真ん中ほどにある「申請農地の面積」は1,518㎡になっておりますが、これを訂正します。よろしくお願ひいたします。

議長（会長代理） よろしいでしょうか。

39番 はい。

議長（会長代理） ほかにありませんか。

委員 （質疑なし）

議長（会長代理） 特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

委員 （異議なし）

議長（会長代理） ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第73号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼農政係長） 失礼いたします。議案第73号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書2ページ並びに別紙「議案説明資料」の6ページから15ページを併せてご覧ください。

1番、野佐来の土地1筆です。

申請地で農業での収益を上げることが困難であるため、申請地近くに建設中の太陽光発電所に係る露天駐車場、資材置き場、管理事務所等置

き場、通路として賃貸することにより、土地の有効利用を図るため、転用するものです。

申請地は、別紙「議案説明資料」7ページの位置見取図において示している箇所となっており、大洲市の中心部から南に約4.6kmのところ

に位置し、付近には公共施設等がなく、また、一定規模以上の農地の集団性がない、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

なお、申請地は、申請人が農地法に基づく転用許可を受けずに既に転用されており、このことについては、申請人から始末書を提出いただ

ており、県に違反転用事案報告書を提出する予定であります。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙「議案説明資料」6ページをご確認ください。

2番、菅田町菅田の土地5筆です。

申請地は、肱川の増水時には冠水する土地であり、氾濫の都度、上流からの漂着物の処理にかなりの手間を要していたため、費用対効果を満足させる利用方法を検討していたところ、現地の近傍にある食品加工場が以前から従業員用駐車場が不足しており、貸露天駐車場としての需要が見込めるため転用するものです。

本案件につきましては、今年4月の第4回定例総会で農用地区域の除外についてご審議いただきました案件であり、農振法第12条公告がなされています。

申請地は、別紙「議案説明資料」12ページの位置図において示している箇所となっており、大洲市の中心部から東に約2.9kmのところ

に位置し、概ね300メートル以内到大洲道路の大洲富士インターチェンジが存する区域内にある農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

なお、申請地の一部は、申請人が農地法に基づく転用許可を受けずに既に転用されており、このことについては、申請人から始末書を提出

いただいております。県に違反転用事案報告書を提出する予定であります。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙「議案説明資料」11ページをご確認ください。

以上、2件です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長代理）

只今、事務局より説明がありました。まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

9番

1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

議案説明資料の6ページから10ページをお開きください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、議案説明資料記載のとおり問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、先程、事務局から説明がありましたように、既に露天駐車場等で利用をされており、この件につきましては、違反転用の状況にあることから、本人も始末書を提出し、大変反省をされています。

第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地周辺は、山林と太陽光発電所予定地で囲まれており、今後においても現状と変更がないことから問題はないと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当して追認許可はやむを得ないものであると考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長代理）

2番。

11番

2番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

議案説明資料の11ページから15ページをご覧ください。

本件は、今年4月に開催されました第4回定例総会の議案第32号農業振興地域整備計画の変更におきまして、農地転用を前提とした農用地区域の除外を審議した案件となっております。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、報告書記載のとおりであり、問題ないものと考えます。

次に、一般基準である「転用の確実性」につきましては、申請地は貸露天駐車場として近隣企業の需要が見込めることから、問題はないものと思われまます。

なお、既に当該土地の一部は、既に貸露天駐車場として利用をされており、違反転用になっていることから始末書を提出いただいているようです。

また、「周辺農地等への影響」につきましては、申請地周辺に農地はありますが、隣接農地の所有者からの同意も得ておりますし、各項目につきまして適当と思われることから、問題ないと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長代理）

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長代理）

特に、ご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長代理）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第74号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼
農政係長）

失礼いたします。議案第74号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書3ページ並びに別紙「議案説明資料」16ページから19ページまでを、併せてご覧ください。

1番、徳森の土地、1筆595㎡の案件は、譲受人が以前大工をやっていたときに、資材置場を造成した際、隣地の裏山が迫っており、安全のために山林を取得して法面を造成したが、所有地だけでは急峻となるため、新たに法面を造成するため、申請地を取得するものであります。

申請地は、大洲市中心部から東北東に約4.1kmのところの位置し、農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、

生産性の低い農地であることから、「第2種農地」と判断しております。
したがって、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

なお、この案件は、写真にありますように、許可前に土地造成を行っており、違反転用の状態になっております。このことについては、譲受人から始末書が提出されており、反省しているようでありますので、追認許可についてご検討いただきますようお願いいたします。

以上、1件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長代理）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

6番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の16ページから19ページを参考にしてください。

申請地は、17ページの位置図のとおり、平小学校から東へ約0.28kmに位置する農地になります。

まず、立地基準については報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われま

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、写真にありますように、既に土地造成がされている違反転用の状態です。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、18ページの地番地目図のとおり、申請地に隣接している農地はありませんので、特に問題ないものと思われま

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、違反転用に関しましては、譲受人より始末書が提出され、反省しているようですので、追認許可はやむを得ないものと考えま

ご審議のほど、よろしくようお願いいたします。

議長（会長代理）

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長代理）

特に、ご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長代理）

ご異議ないものと認め、本案は、申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第75号『農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼農地係長）

議案第75号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人について」をご説明します。

議案書は、4ページになります。

当議案では、前年度の事業状況報告がありました「〇〇〇〇」について、農地所有適格法人の要件具備に関するご審議をお願いするものです。

まず、要件の適否を判断する上で確認が必要となる事項を、前のスラ

イドに表示しておりますので、合わせて確認をお願いします。

1番、〇〇〇〇は、主に「キャベツ・玉ねぎ等の野菜」の栽培をしており、その加工・販売も行っています。

①「法人の組織」は、農事組合法人です。

②「事業の限定」は、生産する農畜産物及びその関連する事業等のすべてが農業による売上であります。

③の「構成員の資格」は構成員9名のうち、6名が農業常時従事者であり、有している議決権9,000口の過半数以上が構成員の議決権であり、問題ありません。

④の「経営責任者の要件」は執行役員3名のうち3名全員が農業常時従事者であり、かつ年間60日以上農作業に全員が従事しております。

以上のとおり、報告書等を確認しましたところ、議案説明資料に記載のとおり、農地所有適格法人の要件を備えているものと思われま

す。ご審議をお願いします。

議長（会長代理）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長代理）

特にご質疑もないようですので、報告書の内容については、承認することにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長代理）

ご異議ないものと認め、報告書については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第76号『納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼農政係長）

議案第76号「納税猶予に係る引き続き農業を行っている旨の証明について」、ご説明します。

議案書の5ページ並びに議案説明資料の20ページから25ページまでをあわせてご覧ください。

租税特別措置法第70条の4第1項又は第70条の6第1項の規定に基づき、贈与税又は相続税の納税猶予の適用の特例を受けている者が、その特例の適用を継続して受けるために3年ごとに税務署に相続税の納税猶予の継続届出書を提出する必要があり、その添付書類として、農業を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書を提出する必要があります。

この議案は、申請者が引き続き農業経営を行っていることを証明することについて、ご審議いただくものです。

1番、若宮の申請人です。

申請農地は、若宮、田口及び東大洲にあります12筆で、田5,643.0㎡、畑1,830.5㎡、合計7,473.5㎡になります。

納税猶予の種類は相続税となっており、相続日は平成29年1月19日となっております。

対象の農地につきましては、水稻及び露地野菜を栽培しているとの申し出がありました。

2番、徳森の申請人です。

申請農地は、徳森、東大洲及び新谷にあります16筆で、田7, 586.0㎡、畑2, 733.0㎡、合計10, 319.0㎡になります。

納税猶予の種類は相続税となっており、相続日は令和2年1月4日となっております。

対象の農地につきましては、水稻及び露地野菜を栽培しているとの申し出がありました。

3番、松山市の申請人です。

申請農地は、新谷町、新谷及び喜多山にあります15筆で、田3, 588.0㎡、畑16, 916.0㎡、合計20, 504.0㎡になります。

納税猶予の種類は相続税となっており、相続日は平成17年1月27日となっております。

対象の農地につきましては、果樹、水稻及び露地野菜を栽培しているとの申し出がありました。

以上、3件です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長代理）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

1番案件は、私の担当ですのでご報告させていただきます。

2番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の20ページ及び21ページを参考にしてください。

申請地は、若宮及び田口の農地については、20ページの位置見取図のとおり、JR伊予大洲駅を基準として約380mから780mまでに点在する農地11筆になります。

また、東大洲の農地については、21ページの位置見取図のとおり、愛たい菜から南に約650mにある農地1筆になります。

申請人は、水稻や露地野菜を主体とした農業をしております。

11月20日に事務局担当者と現地確認を行い、田口の農地についてはレンコンを、また、若宮の農地のうち、畑については露地野菜を栽培しており、田については保全管理をされておりました。

東大洲の農地は、水稻を栽培されていたのを確認しております。

納税猶予を受けている農地を利用し、農業経営を行っていることから、この証明書の交付については問題ないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（会長代理）

2番。

6番

それでは、2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の22ページ及び23ページを参考にしてください。

申請地は、徳森及び新谷の農地については、22ページの位置見取図のとおり、大洲記念病院を基準として約130mから500mまでに点在する農地13筆になります。

また、東大洲の農地については、23ページの位置見取図のとおり、愛たい菜を基準として約180mから630mまでに点在する農地3筆になります。

申請人は、水稻や露地野菜を主体とした農業をしております。

11月20日に事務局担当者と現地確認を行い、徳森の農地のうち、

畑については露地野菜や栗を、また、田については水稻を栽培されており、新谷の田についても同様でした。

東大洲の田については、3筆のうち、2筆では水稻を栽培されていて、もう1筆については露地野菜を栽培されていたのを確認しております。

納税猶予を受けている農地を利用し、農業経営を行っていることから、この証明書の交付については問題ないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（会長代理）

3番。

20番

それでは、3番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の24ページ及び25ページを参考にしてください。

申請地は、新谷町及び新谷の農地については、24ページの位置見取図のとおり、大洲市新谷連絡所を基準として約180mから770mまでに点在する農地6筆になります。

また、喜多山の農地については、25ページの位置見取図のとおり、JR五十崎駅を基準として約150mから400mまでに点在する農地9筆になります。

申請人は、果樹や露地野菜を主体とした農業をしております。

11月21日に事務局担当者と現地確認を行い、新谷町及び新谷の農地のうち、田については保全管理をされており、畑については露地野菜が栽培されておりました。

また、喜多山の農地のうち、パイロット団地の畑3筆については柿を栽培されており、それ以外の畑は、栗やタケノコを栽培されていたのを確認しております。

納税猶予を受けている農地を利用し、農業経営を行っていることから、この証明書の交付については問題ないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（会長代理）

地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありますか。

委員

（質疑なし）

議長（会長代理）

特に、ご質疑もないようですので、この証明願の土地については、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長代理）

ご異議ないものと認め、この証明願の土地については、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付することに決定いたしました。

次に、議案第77号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼農地係長）

議案第77号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。議案書の6ページから、ご覧ください。

「新規」案件のみを説明させていただきます。

まず、7ページの4番ですが、3筆のうち2筆について、野菜苗を栽

培するため、賃借権を5年間設定するものです。

10ページになります。

14番は、水稻を栽培するため、賃借権を2年間設定するものです。

次に、11ページの17番から13ページにかけての19番は、利用権の設定を受ける者が同一で、いずれも果樹を栽培するため、17番と18番は使用貸借権、19番は賃借権をそれぞれ10年間設定するものです。

20番ですが、野菜を栽培するため、賃借権を10年間設定するものです。

その他の案件は、「再設定」となりますので、後ほどご確認をお願いします。

以上、利用権設定件・筆数、22件・58筆、利用権設定総面積、91,609㎡。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われま

す。ご審議のほど、よろしくお願

議長（会長代理）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長代理）

特に、ご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長代理）

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

以上で、本日の定例総会に提案いたしました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることといたします。